

合併調整項目調整状況

事務事業番号	9065	専門部会名	教育	分科会名	生涯学習	担当部署	文化振興課
事務事業名	文化財保護事業						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
【補助金】 ・無形文化財後継者育成 ・文化財保存修理	【補助金】 ・町指定無形文化財の保存のため必要があるとき ・町指定有形文化財の管理又は修理もしくは復旧につき多額の経費を有し、当該文化財の管理者がその負担に耐えないとき	【補助金】 ・伝統的芸能保護育成	【補助金】 ・村指定有形文化財 ・文化財保存修理	国・県指定の文化財については、全て現行のまま新市へ引き継ぐ。 市町村指定の文化財については、現行のとおり新市において新たに指定する。 補助金については、合併後3年以内に新たな交付基準を策定し、統一する。			
合併後調整内容【調整済】							
平成21年3月30日告示第107号により「上田市文化財保護事業補助金交付要綱」を制定した。 対象事業及び補助額 (1)国指定文化財 ・当該事業に要する経費から国及び県の交付する補助金を控除した額を対象とし、補助率等は、10分の3以内で300万円を限度とする。 (2)県指定文化財 ・当該事業に要する経費から県の交付する補助金を控除した額を対象とし、補助率等は、10分の3以内で300万円を限度とする。				(3)市指定文化財 ・修理事業及び管理事業に要する経費は、補助率等は、10分の3以内で300万円を限度とする。 ・指定無形文化財及び指定無形民俗文化財の後継者育成のために必要な経費は、3万円以内とする。			